

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲

当社における環境マネジメントシステムの適用範囲は以下のとおりとし、箇条 4.3 に従って決定する。

1. 会社概要

- ・ 会社の名称 木下建設株式会社
- ・ 会社の代表者 代表取締役社長 木下勝貴
- ・ 社員数 102 名

2. 適用される事業所

- ・ 本社 長野県飯田市松尾町 1-2-2

3. 適用される製品、サービス

- ・ 建物の受注及び施工。

道路、橋梁、ダム、堤防、上下水道等の公共土木構造物の受注及び施工。

砕石及び再生砕石の製造と販売。

4. 適用される組織及び体制

- ・ 当社が行う「本社土木事業本部」、「本社建築事業本部」、「本社総務本部」
「安曇野支店」-長野県安曇野市豊科 4849 番地 1、
「甲信支店」-長野県諏訪郡富士見町落合字蛇込 9873 番地
「砕石工場」-長野県飯田市下久堅 1816-1

の業について適用する。

- ・ 「5.3 組織の役割、責任及び権限」の当社組織図による。

5. 管理し影響を及ぼすことができる当社の権限と能力(委託先や顧客への環境に関する影響力)

- ・ 環境に配慮した製品、施工を積極的に採用する。

環境マネジメントシステムの適用範囲を定めるために、次の事項を考慮し、その境界及び適用可能性を決定する。

a) 4.1 に規定する外部及び内部の課題

b) 4.2 に規定する遵守義務（法律、条例、顧客との契約、近隣住民との協定等）

c) 適用する（適用しない）事業所や業務、物理的境界（敷地の境界等）

d) 当社の活動、製品及びサービス

e) 管理し影響を及ぼすことができる当社の権限と能力（委託先や顧客への環境に関する影響力）

決定した環境マネジメントシステムの適用範囲内でこの規格の要求事項が適用可能ならば、これらを全て適用する。

環境マネジメントシステムの適用範囲は、文書化した情報として文書又はホームページで利害関係者が入手可能な状態にし、維持する。